

奨学金を希望する皆さんへ

公益財団法人中村積善会

給 費 奨 学 金 案 内

当法人は故中村静尾氏が、優秀な学生で経済的理由によって修学の困難なものに対し学費を給貸与し、もって社会に有用な人材を育成することを目的として、1947年に文部大臣の許可を得て設立され、2013年4月公益財団法人に認定されました。

給費奨学金を希望する方は大学に申込をして下さい。大学から推薦された者を当法人の奨学規程・奨学生推薦基準等により選考の上、採用いたします。

以下に奨学金の出願資格・出願及び採用後の手続等の概要を記載しましたので、良く理解された上で申込をして下さい。（返済不要の奨学金です）

※ 本案内、願書、推薦書は当法人ホームページからダウンロードしパソコン入力可能です

公益財団法人 中村積善会

〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-1 Daiwa銀座ビル8階

電話 03-3573-6171 （担当）横倉・小林・岡部

ホームページ URL: <http://www.nakamurasekizenkai.org>

〔出願の時〕

1. 出願の資格

- (1) 日本国内の大学(学部)・大学院(博士・修士・専門職)に在学(当法人の奨学金募集大学)する日本人学生及び海外からの留学生(在留資格が「留学」とある者)
- (2) 優秀な学生で経済的理由によって修学の困難な者
- (3) 留学生は私費留学生である者
- (4) 学長等の推薦を受けた者
- (5) 次の者は資格がない
 - ア. 出願時の年度末時点(翌年3月31日)の年齢が40才以上の者
 - イ. 勤務先から派遣されて在学する者
 - ウ. 学業に支障のあるような定職又はアルバイトに従事している者
 - エ. 10月入学者で最終学年の者

※ 学部・研究科の指定、学年制限はありません

※ 他の奨学金との併用に制限はありません

※ 当法人は日本学生支援機構の第一種の収入基準に準じており、家族構成により異なりますので、不明な点は大学に問い合わせして下さい

〈家計収入に関する参考〉 父と母、又は、これに代わって家計を支えている者の収入(前年1月～12月)

給与所得者の場合およびその収入限度額は、

・出願者が大学学部生の場合：収入限度額のめやすは、4人家族で約850万円です。

・出願者が大学院生及び学部独立生計者の場合：出願者本人(配偶者含む)の収入限度額は、
修士・学部独立生計者299万円、博士340万円です。

・学部独立生計は、日本学生支援機構と同じ条件です。

・その他、家族構成によって異なりますので、詳細は大学に問い合わせして下さい。

2. 奨学金の給付期間及び月額

(1)期 間： 給付開始の年月から在学する大学の最短修業年限の終期まで

(2)月 額： 全課程一律 50,000円

3. 出願に必要な書類(出願に関する事務は全て大学を通じて行います)

(1)推 薦 書・・・当法人指定の書式で各項目を全部詳しく大学で記入してもらう

(当法人ホームページからダウンロードし、パソコン入力可)

推薦欄：大学の学長・研究科長・学部長の公印押印が必要です

(2)奨学生願書・・・当法人指定の用紙を使用して下さい。(当法人ホームページからダウンロードしパソコン入力可能)

・本人以外の連絡先は、原則両親及び20歳以上の兄弟姉妹、留学生は日本国内にいる身元保証人又は指導教員等として下さい。(指導教員の場合は大学の住所・電話番号をご記入下さい)

(3)成績証明書・・・正式のもの(コピー・成績表は不可)

1年在学者・・・入学直近の学校のもの(例：大学1年生は高校又は短大等)

2年以上の在学者・・・在学する大学のもの(全ての学年)

但し、博士課程等で成績証明書が発行されない場合は前課程のもの

4. 申込期間・・・・・・4月1日から5月31日(大学経由で当法人へ必着)

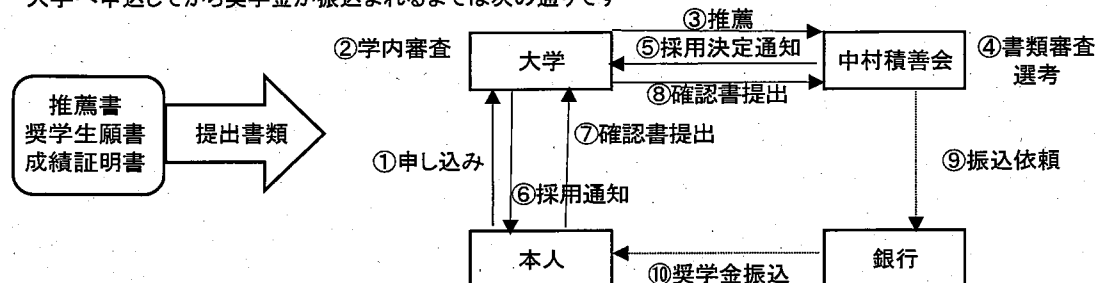
5. 採用の決定・・・・・・原則として出願期限後2か月以内

〔採用になった時〕

- 採用者には、その旨を通知します。その際、大学担当者宛に確認書を送付しますので、当法人奨学金を受給する意思の有無を「確認書」により大学へ提出して下さい。
(確認書提出者へ奨学金の支給をします)

申込から振込まで

大学へ申込してから奨学金が振込まれるまでは次の通りです



2. 奨学金の送金

原則として毎月10日(銀行休業日は前日)に本人指定口座(本人名義)へ振込送金します

3. 奨学金の休止・停止又は廃止等

- (1) 休止・・・休学した時(最長3年間)
- (2) 停止・廃止
 - 傷病等のために成業の見込がないとき
 - 学業成績又は操行が不良なとき
 - 休学又は転学が適当でないとき
 - 奨学金を必要としない事由が生じたとき
 - その他奨学生として適当でない事実があったとき

4. 給付期間中の報告及び届出等

- (1) 報告・・・在学等を確認する為に提出していただきます
 - 新年度報告書・・・毎年4月20日までに提出(毎年3月上旬本人宛通知、ホームページから取得可能)
添付書類・・・在学証明書(その年の4月1日以降の証明年月日のもの)、成績証明書(その年の3月末までのもの)
 - 生活・学業状況報告書・・・毎年9月30日までに提出(毎年9月上旬本人宛通知、ホームページから取得可能)
- (2) 届出・・・当法人の書式で提出してください
 - 休学、復学、転学、留年の時は大学の証明書を添付の上、各届出書を提出
※休学休止期間は最長3年間までとします(3年を超える場合は期間終了になります)
 - 退学の際は辞退届を提出
 - 本人及び本人以外の連絡先の住所・電話番号等変更の際は変更届を提出
 - 奨学金を必要としない事由が生じた時は辞退届を提出

5. 飛び級により大学院へ進学した時

給付期間は終了しますので、当法人へ連絡してください。期間終了報告書を提出していただきます
なお、給費奨学金の継続申請が可能です(下記、2. 上級学校進学奨学金継続制度を参照)

〔給付期間終了した時〕

1. 期間終了報告書の提出

奨学金の給付期間が終了した時、期間終了報告書を提出していただきます・・・提出期限3月31日

2. 上級学校進学奨学金継続制度について

給付期間終了後、期間を空けずに上級学校へ進学した場合に、給費奨学金が継続できる制度です
(大学学部から大学院修士・専門職・博士、修士・専門職から博士への進学が対象)
募集人員が少ないので、ご希望に沿えない場合があります

3. 給付終了後の進路

奨学生が学業を終了した後の進路について、当法人は制約しません

個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人中村積善会(以下「当法人」という)は、優秀な学生で経済的理由によって修学の困難な者に対し、学費を給貸与し、もって社会に有用な人材を育成することを目的とする民間公益法人です。

当法人の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1. 個人情報の取得

当法人は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2. 利用目的及び保護

当法人が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

3. 管理体制

- (1) 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。
 - (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
 - (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。
- また、個人情報の取扱いに関する苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

4. 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 当法人は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) 当法人が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、当法人の事業内容の変化及び事業を巻き巻く法令、社会環境の変化等に応じて、継続的に見直しと改善を実施します。

2023年3月

東京都中央区銀座6-2-1 Daiwa銀座ビル8階

公益財団法人 中村積善会